

加西市若者チャレンジ助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、専ら若者によって自主的に組織された団体（以下「若者グループ」という。）が加西市内において行う各種の地域貢献活動に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することにより、若者の地域づくり活動への参画を推進し、もって次代を担う人材を育成することを目的とする。

(対象活動)

第2条 助成の対象となる活動は、市域又は小学校区を対象とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域における男女共同参画の推進に関する活動
- (2) 地域住民の交流促進に関する活動
- (3) 地域の歴史又は文化の継承に関する活動
- (4) 地域の環境美化に関する活動
- (5) 地域の防犯、防災又は交通安全に関する活動
- (6) 地域住民の健康又は福祉に関する活動
- (7) 地域における子ども及び青少年の健全育成に関する活動
- (8) 地域住民の生涯学習に関する活動
- (9) 地域産業の振興及び観光に関する活動
- (10) 地域の若者支援、活性化又は課題解決のため市長が必要と認める活動

(助成対象団体の要件)

第3条 助成金の交付対象となる若者グループは、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) おおむね16歳から29歳までの男女で構成されていること。
- (2) 成人の会計管理者がいること。
- (3) 団体及び団体の構成員が加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者でないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

対象活動範囲	助成額
市域	対象活動費用の10分の10以内

	(上限10万円)
小学校区	対象活動費用の10分の10以内 (上限5万円)

(活動期間)

第5条 助成の対象となる活動の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「交付申請者」という。）は、当該活動の開始30日前までに加西市若者チャレンジ助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 団体名簿及び役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付申請は、1団体あたり年2回までとする。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付の決定を行い、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(活動の変更)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定者」という。）は、当該助成活動について変更が生じた場合は、直ちに第6条の交付申請書に変更箇所を追記して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金の請求)

第9条 交付決定者は、当該助成活動終了後速やかに加西市若者チャレンジ助成金請求書（様式第2号）（以下「請求書」という。）及び加西市若者チャレンジ助成活動実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 助成の対象となる活動を中止したとき。
- (2) 法令、本要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。

(助成金の交付)

第11条 市長は、第9条の請求を受けたときは、活動の執行が適正になされたことを確認し、おおむね30日以内に助成金を交付するものとする。

2 市長は、交付決定者の財政状況を勘案し、事業の実施前に助成金を交付することが適当と認めるときは、事業予算書の範囲内で事前に交付することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月14日訓令第51号)

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日訓令第12号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。